

## 1 件名 三浦市市税条例の一部を改正する条例の基本方針

### 2 提案の根拠・理由

令和2年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、固定資産税に係る現所有者の申告制度の創設並びにわがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）に係る対象施設の見直し及び延長について本市条例の関連規定を整備する必要が生じた。

また、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための措置として公布された地方税法の一部改正に伴い、個人市民税、固定資産税の特例措置を講ずる規定の整備を行う必要が生じた。

これらに伴い、本条例議案を提案するものである。

市税に係る不申告等に関する過料の規定の改正については、パブリックコメントの要件に該当するため、これに要する期間を考慮し、令和2年7月の政策会議に諮る必要がある。

### 3 条例改正の内容

《令和2年度税制改正に伴う改正》

#### (1) 固定資産税に係る現に所有している者の申告制度の創設【第23条の2】

土地又は家屋について、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」という。）は、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を記載した申告書を定められた期限までに市長へ提出しなければならないこととする。

#### (2) 現所有者に対する過料規定の新設【第41条】

正当な理由なく（1）の申告書を提出しなかった現所有者に対し、10万円以下の過料を科することとする。

#### (3) 固定資産税のわがまち特例に係る対象施設の見直し及び延長【附則第4条の5】

ア 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

（ア） 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液の処理施設について、脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外するとともに、電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外する。

（イ） テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着処理装置を適用対象から除外する。

（ウ） 下水道除外施設のうち濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、脱有機酸装置、脱フェノール装置及び脱アンモニア装置を適用対象から除外する。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、出力が5,000kW以上の水力発電設備に係る特例割合を4分の3（現行3分の2）とした上、その適用期限を2年延長する。

#### (4) その他所要の改正【第11条】

《新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う改正》

#### (1) 固定資産税のわがまち特例に係る対象施設の拡充【附則第4条の5】

中小事業者等が令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及

び構築物について、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間はその価格を零とする。

(2) 徴収猶予の特例に係る訂正等の期間の設定【附則第10条】

新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例における申請書又はその添付書類の訂正等を求める際に示す期間を、通常の徴収猶予に準じ、その訂正等に係る通知を申請者が受けた日から20日以内とする。

(3) 払戻請求権を放棄した者の個人住民税の寄付金控除に係る対象事業の指定【附則第11条】

文部科学大臣が指定した文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、入場料等の払戻請求権の放棄を令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間内にした場合には、その払戻請求権相当額について寄附金を支出したものとみなし、個人市民税の税額控除の対象とする。

(4) その他所要の改正【附則第4条の5】

#### 4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、払戻請求権の放棄に係る寄付金控除に係る規定等は令和3年1月1日から、その他所要の改正の一部の規定（第11条に係る規定）は令和4年4月1日から施行する。

#### 5 適用区分等

(1) 固定資産税に係る現所有者の申告に係る適用区分

現所有者の申告制度に係る規定は、この条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用する。

(2) 固定資産税のわがまち特例に係る経過措置

ア 固定資産税のわがまち特例に係る対象施設の見直し及び延長に係る規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

ウ 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。